

○秦野市こども医療費の助成に関する条例施行規則

平成8年12月24日

規則第21号

改正 平成10年3月27日規則第9号

平成11年3月8日規則第4号

平成11年6月29日規則第21号

平成13年3月23日規則第6号

平成15年3月31日規則第26号

平成16年3月31日規則第15号

平成18年9月29日規則第39号

平成20年8月13日規則第21号

平成24年8月17日規則第23号

平成28年2月15日規則第1号

平成29年2月16日規則第2号

平成29年12月18日規則第54号

平成30年3月28日規則第17号

平成30年6月29日規則第30号

平成31年1月25日規則第2号

[題名改正]

令和3年3月31日規則第19号

令和3年6月21日規則第31号

令和5年9月27日規則第34号

令和6年6月10日規則第26号

[題名改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市小児医療費の助成に関する条例(平成8年秦野市条例第24号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(平31規則2・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

(医療保険各法)

第3条 条例第3条第1項の規定により定める医療保険各法は、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(平10規則9・全部改正、平24規則23・一部改正、令6規則26・旧第4条繰上)

(優先する医療費助成事業)

第4条 条例第3条第2項第3号の規定により定める医療費助成事業は、次に掲げるものをいう。

- (1) 秦野市重度障害者医療費助成事業
- (2) 秦野市ひとり親家庭等医療費助成事業

(平24規則23・一部改正、令5規則34・旧第6条繰上、令6規則26・旧第5条繰上)

(規則で定める額)

第5条 条例第4条の規定により定める額は、次に掲げる額をいう。

- (1) 医療保険各法に規定する入院時食事療養費に係る標準負担額
- (2) 医療保険各法の規定により定めた定款等で、附加給付金その他これに相当するものが支給されている場合は、その額
- (3) 他の法令に基づく医療に関する給付を受けることができる場合は、その額

(平15規則26・旧第8条繰上、平24規則23・一部改正、令5規則34・旧第7条繰上・一部改正、令6規則26・旧第6条繰上)

(助成の方法の特例)

第6条 条例第5条第2項の規定により定める理由は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

- (1) 市長が指定する医療機関等以外の医療機関等で医療を受けたとき。
- (2) 医療保険各法の規定によりこどもに係る療養費又は家族療養費が支給されたとき。
- (3) 前2号に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 条例第5条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする対象者は、こども医療助成費申請書(兼請求書)(第1号様式)により市長に申請しなければならない。この場合において、医療費の支払を証明する書類を添付しなければならない。

3 前項の規定により申請を行う場合において、その理由が第1項第2号に該当するときは、療養費又は家族療養費の支給を証明する書類を添付しなければならない。

(平10規則9・平11規則4・平13規則6・一部改正、平15規則26・旧第9条繰上、平24規則23・平29規則2・平31規則2・一部改正、令5規則34・旧第8条繰上・一部改正、令6規則26・旧第7条繰上・一部改正)

(医療費の助成決定等)

第7条 市長は、こども医療助成費申請書(兼請求書)の提出があったときは、これを審査し、医療費の助成を行うときは、こども医療助成費決定通知書(第2号様式)により、助成を行わないときは、こども医療助成費却下通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(平15規則26・旧第10条繰上、平24規則23・平29規則2・平31規則2・一部改正、令5規則34・旧第9条繰上、令6規則26・旧第8条繰上・一部改正)

(医療証の交付申請)

第8条 条例第6条第1項の規定により定める書類は、こども医療費助成資格取得申請書(第4号様式)及び次に掲げる書類又はその写しとする。

(1) 医療保険各法による被扶養者(国民健康保険法による場合は、被保険者)であることを証明する書類

(2) こどもを養育している者であることを証明する書類

(3) こどもの生まれた日が、1月1日から6月30日までの間であるときは、その日の属する年の前々年の、7月1日から12月31日までの間であるときは、その日の属する年の前年の申請者の所得の状況を証明する書類

(平10規則9・平11規則4・平13規則6・一部改正、平15規則26・旧第11条繰上、平24規則23・一部改正、平29規則2・全部改正、平31規則2・一部改正、令5規則34・旧第10条繰上・一部改正、令6規則26・旧第9条繰上・一部改正)

(医療証の交付)

第9条 市長は、こども医療費助成資格取得申請書の提出があったときは、これを審査し、申請者が条例第3条に規定する対象者の要件に該当すると認めるときは、条例第6条第2項に規定する医療証としてこども医療証(第5号様式)を交付し、該当しないと認めるときは、こども医療費助成却下通知書(第6号様式)により申請者に通知する。

(平10規則9・一部改正・追加、平13規則6・一部改正、平15規則26・旧第12条繰上・一部改正、平16規則15・平20規則21・平24規則23・平29規則2・平31規則2・一部改正、令5規則34・旧第11条繰上・一部改正、令6規則26・旧第10条繰上・一部改正)

(医療証の返還)

第10条 こども医療証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、こども医療証の有効期間が満了したとき又は助成費の受給資格を有しなくなったときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平10規則9・一部改正、平15規則26・旧第13条繰上、平24規則23・平31規則2・一部改正、令5規則34・旧第12条繰上、令6規則26・旧第11条繰上・一部改正)

(医療証の再交付)

第11条 受給者は、こども医療証を破損し、又は失ったときは、こども医療証再交付申請書(第7号様式)により、市長に再交付を申請できる。

2 こども医療証を破損した場合の申請には、そのこども医療証を添えなければならない。

3 受給者は、こども医療証の再交付を受けた後、失ったこども医療証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。

(平10規則9・一部改正、平15規則26・旧第14条繰上、平24規則23・平29規則2・平31規則2・一部改正、令5規則34・旧第13条繰上、令6規則26・旧第12条繰上・一部改正)

(届出)

第12条 条例第7条の規定により届出をするときは、こども医療費助成資格変更・喪失届出書(第8号様式)にこども医療証を添えて行わなければならない。

(平10規則9・一部改正、平15規則26・旧第15条繰上、平24規則23・平31規則2・一部改正、令5規則34・旧第14条繰上・一部改正、令6規則26・旧第13条繰上・一部改正)

(受給資格消滅の通知)

第13条 市長は、対象者が養育することもが助成費の受給資格を有しなくなったと認めるときは、こども医療証再交付申請書(第9号様式)によりその対象者であった者に通知する。ただし、対象者が養育することもが死亡した場合は、この限りでない。

(平10規則9・平13規則6・一部改正、平15規則26・旧第16条繰上、平24規則23・平29規則2・平31規則2・一部改正、令5規則34・旧第15条繰上、令6規則26・旧第14条繰上・一部改正)

(第三者の行為による被害の届出)

第14条 医療費の助成理由が第三者の行為により生じたものであるときは、医療費の助成を受け、又は受けようとする者は、その事実、その第三者の氏名及び住所又は居所(氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、

その旨)並びに被害の状況を直ちに市長に届け出なければならない。

(平15規則26・旧第17条繰上、令5規則34・旧第16条繰上、令6規則26・旧第15条繰上)

(様式)

第15条 この規則の規定により使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は、別に定める。

(平15規則26・旧第18条繰上、平24規則23・平31規則2・令3規則19・一部改正、令5規則34・旧第17条繰上、令6規則26・旧第16条繰上)

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月27日規則第9号)

この規則は、平成11年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第3号及び第4号の改正規定 公布の日

(2) 第5条第1号の改正規定 平成10年4月1日

附 則(平成11年3月8日規則第4号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年6月29日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例施行規則第7条第3項第2号の規定は、1歳児(平成10年7月1日以後に生まれた者に限る。)又は小児に対して行われるこの規則の施行の日以後の医療について適用する。

附 則(平成13年3月23日規則第6号)

この規則は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日規則第26号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第15号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成18年9月29日規則第39号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれの各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第10条第3項の改正規定 平成19年1月1日

(2) 第1条中秦野市小児等医療費の助成に関する条例施行規則第3条の改正規定及び第2条中秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則別表第2第4号の改正規定 平成19年4月1日

附 則(平成20年8月13日規則第21号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成24年8月17日規則第23号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成28年2月15日規則第1号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月16日規則第2号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月18日規則第54号)

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日規則第17号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月29日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例施行規則第5条の規定は、平成30年7月以後の秦野市小児等医療費の助成に関する条例の規定による医療費の助成に係る所得の計算について適用し、同年6月以前の医療費の助成に係る所得の計算については、なお従前の例による。

附 則(平成31年1月25日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の秦野市小児等医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された乳幼児等医療証は、この規則による改正後の秦野市小児医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された小児医療証とみなす。

附 則(令和3年3月31日規則第19号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年6月21日規則第31号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の秦野市小児医療費の助成に関する条例施行規則第5条の規定は、令和2年以後の年の所得を基礎とする所得の額の計算について適用し、令和元年以前の年の所得を基礎とする所得の額の計算については、なお従前の例による。

附 則(令和5年9月27日規則第34号)

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則(令和6年6月10日規則第26号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前にこの規則による改正前の秦野市小児医療費の助成に関する条例施行規則の規定により交付された小児医療証は、この規則による改正後の秦野市こども医療費の助成に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定により交付されたこども医療証とみなす。

(秦野市個人番号の利用事務を定める条例施行規則の一部改正)

- 3 秦野市個人番号の利用事務を定める条例施行規則(平成27年秦野市規則第47号)の一部を次のように改正する。
第2条第10項第2号及び第11項中「秦野市小児医療費の助成に関する条例」を「秦野市こども医療費の助成に関する条例」に改める。

(準備行為)

- 4 秦野市小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(令和6年秦野市条例第10号)による改正後の秦野市こども医療費の助成に関する条例第3条に規定する対象者は、同条例第6条の規定により医療費の助成を受けようとするときは、この規則の施行の日前においても、改正後の規則第8条の規定の例により、こども医療費助成費申請書(兼請求書)を提出することができる。

- 5 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、この規則の施行の日前においても、改正後の規則第9条の規定の例により、こども医療証を交付することができる。

別表(第15条関係)

(令6規則26・全改)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	こども医療助成費申請書(兼請求書)	第6条、第7条
第2号様式	こども医療助成費決定通知書	第7条
第3号様式	こども医療助成費却下通知書	第7条
第4号様式	こども医療費助成資格取得申請書	第8条、第9条
第5号様式	こども医療証	第9条—第12条
第6号様式	こども医療費助成却下通知書	第9条
第7号様式	こども医療証再交付申請書	第11条
第8号様式	こども医療費助成資格変更・喪失届出書	第12条
第9号様式	こども医療費助成受給資格消滅通知書	第13条

第1号様式(第6条、第7条関係)

第1号様式(第6条、第7条関係)

こども医療助成費申請書(兼請求書)

次のとおり、秦野市こども医療費の助成に関する条例による医療費の助成を申請(請求)します。

(宛先) 秦野市長	申請(請求)年月日 住 所 秦野市	電話
	ふりがな	氏名

受付年月日																	
受給者番号				個人番号													
ふりがな こどもの氏名							ふりがな 被保険者名	(継続)									
								保険の種類	1 国保	2 総合	3 協会						
生年月日	* * * (読)						4 日雇		5 船員	6 共済							
入院区分	1 入院	2 入院外							記号番号	—							
治療等を受けた期間	年 月 日から 年 月 日まで						保険者番号										
申請(請求) の種類	1 医科	2 歯科	3 調剤							保険者名							
病院等名称							保険者の 所 在 地										
助成申請(請求)額	円						申請者が加入している年金の番号に○印をつけてください。										
病院等名称							1 厚生年金保険	4 地方公務員等共済組合									
助成申請(請求)額	円						2 私立学校教職員共済	5 国民年金									
病院等名称							3 国家公務員共済組合	6 その他(未加入等)									
助成申請(請求) 額合計	円						申請の理由	1 医療証の提示ができなかった 2 県外受診									
振込先 金融機関名	コード																
口座番号							生活保護の受給状況 有・無										
口座名義人 (カタカナ)							重度障害者医療費給付事業の該当 有・無										
							ひとり親家庭等医療費助成事業の該当 有・無										

同意書

こども医療助成費申請に当たり、秦野市が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第9号の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して地方税関係情報を照会することについて同意します。

同意者	住所	
	住所	[年の] [1月1日現在]
	年分の確定申告	している <input type="radio"/> していない <input checked="" type="radio"/>
	年分の市県民税申告	している <input type="radio"/> していない <input checked="" type="radio"/>
	ふりがな	
	氏名	
	申請者との続柄	本人
生年月日		
同意者	住所	
	住所	[年の] [1月1日現在]
	年分の確定申告	している <input type="radio"/> していない <input checked="" type="radio"/>
	年分の市県民税申告	している <input type="radio"/> していない <input checked="" type="radio"/>
	ふりがな	
	氏名	
	申請者との続柄	
生年月日		

第2号様式(第7条関係)

FNo. · · ()
年 月 日

様

こども医療助成費決定通知書

秦野市長

支給申請のあった、こども医療助成について支給が決定しましたので、次のとおり通知します。

様 月給付分の医療費明細は次のとおりです。

診療年月	医療機関名	支給額
小計		円
合計		円

振込日

振込先 金融機関
本支店名
口座番号
口座名義人

事務担当は、
電話

- (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日（上記1の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、秦野市（訴訟代表者　秦野市長）を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であつても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第3号様式(第7条関係)

FNo. ・ ・ ()
年 月 日

様

秦野市長

こども医療助成費却下通知書

申請のありましたこども医療費の助成については、次の理由により助成対象としませんので、通知します。

理 由

- (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、秦野市（代表訴訟者　秦野市長）を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

〔 事務担当は
 電話 〕

第4号様式(第8条、第9条関係)

第4号様式(第8条、第9条関係)

こども医療費助成資格取得申請書

(宛先)

秦野市長

次のとおり、こども医療証の交付を申請します。

		申請年月日			
		受付年月日			
申請者	ふりがな			申請者	
	氏名				
	住 所	秦野市		対象児	
	電 話	電話 ()		転入年月日 年 月 日	
個人番号			前住所		
配偶者	ふりがな			申請者が加入している年金	
	氏名			1 厚生年金保険 2 私立学校教職員共済 3 国家公務員共済組合 4 地方公務員等共済組合 5 国民年金 6 その他(未加入等)	
	住 所	秦野市			
	個人番号				
対象児	ふりがな			生活保護の受給状況	
	氏名			有 · 無	
	住 所	秦野市			
	統 柄	同居別居の別	養 譲	生計関係	
	同・別	有・無	同一・維持		
保険の種類		1 国保 2 組合 3 協会 4 日雇 5 船員 6 共済			
被保険者等の氏名		重度障害者医療費給付事業の該当			
被保険者記号番号		有 · 無			
保険者番号					
保険者名		ひとり親家庭等医療費助成事業の該当			
保険者の所在地		電話 ()		有 · 無	

同意書

こども医療費助成資格取得申請に当たり、秦野市が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第9号の規定に基づき、情報提供ネットワークシステムを使用して地方税関係情報を照会することについて同意します。

同意者	住所			
	住所	〔 年の 1月1日現在 〕		
	年分の確定申告	している	・	していない
	年分の市県民税申告	している	・	していない
	ふりがな			
	氏名			
	申請者との続柄	本人		
生年月日				
同意者	住所			
	住所	〔 年の 1月1日現在 〕		
	年分の確定申告	している	・	していない
	年分の市県民税申告	している	・	していない
	ふりがな			
	氏名			
	申請者との続柄			
生年月日				

第5号様式(第9条—第12条関係)

第5号様式(第9条—第12条関係)
(表)

こども医療証					
負担者番号					
受給者番号					
対象	住 所				
	氏 名				
児	生年月日	年 月 日			
発効日 有効期限		年	月	日	
		年	月	日	
一部負担金	入院	1日につき	円		
	入院外	受診等1回につき	円		
	調剤		円		
	※一部負担金を徴収しない場合は、0円と記載しています。				
上記の者の医療費の一部については、秦野市こども医療費の助成に関する条例により秦野市が助成するものである。					
秦野市長 団					
交付年月日	年 月 日				

(裏)

御 注意

- この証は、保険の自己負担分を支払わないで受診できる証ですから、大切にしてください。
- この制度による診療をお受けになるときは、必ずこの証と被保険者証と一緒に、取扱病院等の窓口に提出してください。
- この証は、県内のこの制度による診療を取り扱う病院等で受診するときにお使いください。県外の病院では使えません。
- 県外やこの制度による診療を取り扱わない病院等で受診したときは、保険診療の所定の項目が記載された自己負担分の領収書等を添付して、医療費の助成を申請してください。
- 入院時食事療養費の標準負担額は自己負担です。
- 受給者の資格がなくなったときや、有効期限を経過したときは、この証をお返しください。
- 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、この証に添えて届けてください。
- この証を破ったり、汚したり、又は失つたりしたときは、再交付を受けてください。
- 偽り、その他不正な手段によりこの証を使用したときは、助成を受けた額の全額又は一部を返還しなければならないことがあります。

問合せ先
神奈川県秦野市 部 課 担当
〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号
電話() -

第6号様式(第9条関係)

FNo. · · ()
年 月 日

様

秦野市長

こども医療費助成却下通知書

様の 年 月 日からこども医療証の交付について審査しましたが、次の理由により本助成事業の対象としませんので、通知します。

1 理由

2 助成の対象外の期間

- (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日（上記1の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、秦野市（訴訟代表者 秦野市長）を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

事務担当は、
電話

第7号様式(第11条関係)

第7号様式(第11条関係)

こども医療証再交付申請書

年　月　日

(宛先)

秦野市長

住 所

氏 名

次の理由によりこども医療証の再交付を申請します。

こども医療証番号

受給者番号								
-------	--	--	--	--	--	--	--	--

こども医療証交付年月日

年　月　日

申請理由

- 1 なくした
- 2 破いた
- 3 汚した
- 4 その他(具体的に記載してください。)

第8号様式(第12条関係)

第8号様式(第12条関係)

こども医療費助成資格変更・喪失届出書

年　月　日

(宛先)

秦野市長

住 所

氏 名

電 話

次のとおり、こども医療費助成資格取得申請書の申請事項に変更がありました(受給資格が喪失しました)ので届け出ます。

医療証番号	受給者番号							
変更の場合	変更理由		1申請者	2氏名	3住所	4加入保険	5その他	
	申請者	新						
		旧						
	対象児	新						
		旧						
	住 所	新						
		旧						
	加入保険	種類	1国保	2組合	3協会	4日雇	5船員	6共済
		被保険者名	(対象児との続柄)					
		記号番号枝番	—					
保険者番号								
名称								
そ の 他 の 事 項								
変 更 年 月 日		年　月　日						
消滅の場合	消滅理由	1 他の市町村に転出	5 重度障害者医療助成対象					
		2 死亡	6 その他の医療助成対象					
		3 生活保護受給	7 その他					
		4 ひとり親家庭等医療助成対象						
転出先								
異動年月日		年　月　日	消滅年月日	年　月　日				

第9号様式(第13条関係)

FNo. ()
年 月 日

様

秦野市長

こども医療費助成受給資格消滅通知書

次のとおり、こども医療助成制度の受給資格を喪失しましたので、通知します。

受給者証番号

受給者氏名

資格喪失日

喪失理由

- (注) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知った日（上記1の審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、秦野市（訴訟代表者：秦野市長）を被告として決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

事務担当は、
電話